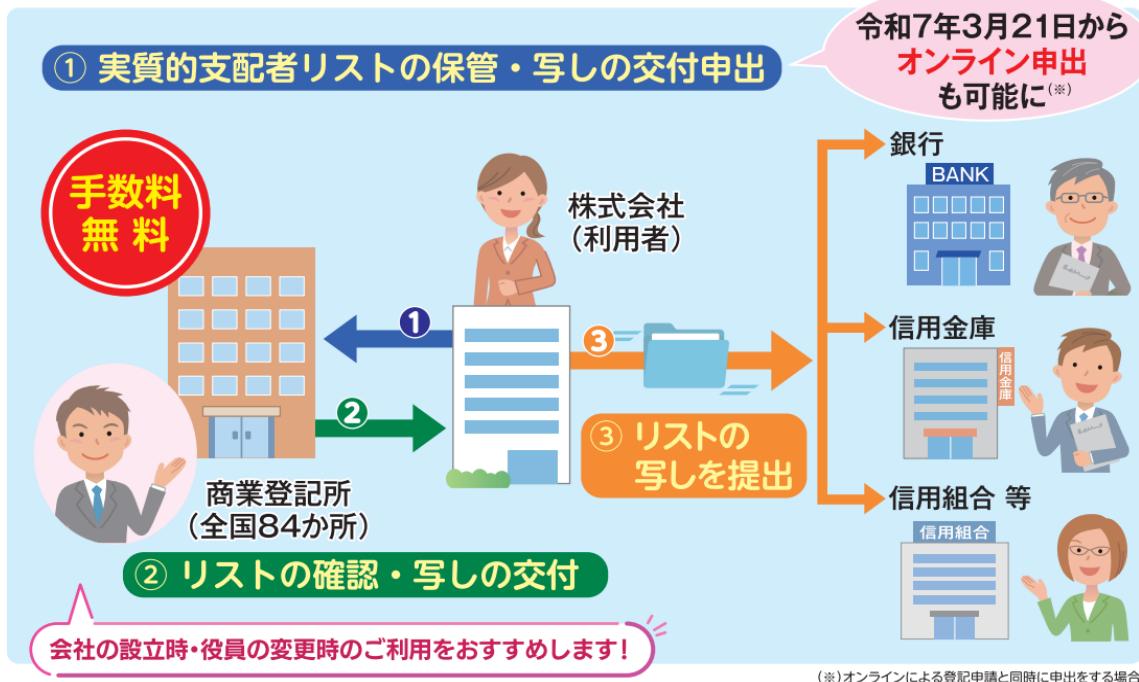


実質的支配者リスト制度とは？

株式会社の申出により、商業登記所が、当該株式会社が作成した実質的支配者リストについて、所定の添付書面により内容を確認して、その写しを発行する制度です。

実質的支配者リストとは、株式会社の実質的支配者(BO:Beneficial Owner)について、その要件である議決権の保有に関する情報を記載した書面をいいます。

[この制度の概要や手続の詳細は法務省ホームページをご覧ください。\(クリック\)](#)



(※)オンラインによる登記申請と同時に申出をする場合

実質的支配者リストとは

株式会社の実質的支配者の氏名やその保有する議決権などが記載されたリストです。

この制度では、株式会社が作成した実質的支配者リストについて、商業登記所で所定の添付書面による確認を行った上で、その写しに登記官の認証文を付けた証明書を交付します。

利用のメリット

1 金融機関等：信頼性の高い実質的支配者情報が得られる

実質的支配者リストの内容については、商業登記所の登記官が確認を行っているため、公的に証明された信頼性の高い実質的支配者情報を取得できます。

2 株式会社：金融機関等で必要な手續がスムーズに

実質的支配者リストは再交付も可能であり、提出が必要になったときにも利用できます。

※ 実質的支配者情報一覧」作成支援ツールを御利用ください。

実質的支配者リスト(実質的支配者情報一覧)の申出に必要な書類一式を簡易に作成することができる支援ツールです。

下記エクセルファイルシート中の「操作手順書」に従って、「入力シート」に必要事項を入力することにより、(1)実質的支配者情報一覧の保管及び写しの交付申出書、(2)実質的支配者情報一覧、(3)株主名簿及び(4)委任状を一括で作成することができます。

[実質的支配者1名の場合・・・様式](#)

[実質的支配者2名の場合・・・様式](#)

[実質的支配者3名の場合・・・様式](#)

※実質的支配者が日本国籍以外の国籍の方である場合、「実質的支配者情報一覧」下部の注意書き※4及び※6に基づく修正が必要になります。

実質的支配者リストに関する問合せ先

盛岡地方法務局登記部門 電話番号 019-624-1104